

令和3年第3回九戸村議会定例会継続 決算審査特別委員会

令和3年11月10日(水)
午前10時 開議
場所 常任委員会室

◎審査日程(第7号)

- 日程第1 議案第9号 令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第10号 令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎出席委員（11人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君			

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
総 務 課	長	大 向 一 司 君
会 計 管 理 者		吉 川 清一郎 君
兼 税 務 住 民 課 長		
地 域 整 備 課 長		関 口 猛 彦 君
地 域 整 備 課 主 幹		上 村 浩 之 君
兼 水 道 事 業 所 長		

◎職務のため委員会室に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○委員長（中村國夫君） おはようございます。

ただ今の出席委員は、11 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎審査日程の報告

○委員長（中村國夫君） これから、本日の会議を開きます。

本日の審査日程は、お手元に配布のとおりであります。

審査日程に入る前に、各委員に申し上げます。

本委員会に付託されております事件は、令和 3 年第 3 回議会定例会継続の議案第 9 号「令和 2 年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」並びに議案第 10 号「令和 2 年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の 2 件であります。

各委員並びに村当局におかれましては、会議進行につきまして特段のご協力をお願いいたします。

次に、資料提出について、追加の請求があれば、この際に申し出願います。資料提出の請求はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ございませぬね。

次に、先に資料を依頼していたものについては、お手元に配布のとおり提出していただいております。

資料の概要について、担当課長から説明をお願いいたします。

地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） それでは、資料請求のありました件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、はじめに資料 No. 1、農集排受益者分担金、不納欠損時効明細及び下水道受益者分担金不納欠損時効明細の時効完成日についてですが、前回提出いたしました資料の記述の記載に誤りがありましたので、お詫びするとともに訂正させていただきます。

具体的に言えば、例えば納期限が平成 14 年 9 月 30 日の場合には、納期限の翌日、平成 14 年 10 月 1 日が時効起算日となります。時効完成日は、これから 5 年間ということになりますけれども、前回は平成 19 年、時効完成日は「平成 19 年 10 月 1 日」としておりましたが、これは誤りで「平成 19 年 9 月 30 日」というのが正しい時効完成日となるということでしたので、訂正いたしたいと思っております。

それでは、資料説明に入らせていただきます。

資料 No. 1、時効による不納欠損処理内訳表の不納欠損処理時点での資力・財力

の有無についての件ですが、資力・財力がある場合には空欄としております。資力がない場合についてのみ「なし」を記載しております。

まず、資料の最初のページ、両面印刷4枚物の農集排受益者分担金不納欠損時効明細をご覧いただきたいと思ひます。

農集排におきまして、資力・財力なしは、No.10の1件となっております。

次に、両面印刷14ページ物の下水道受益者分担金不納欠損時効明細をご覧いただきたいと思ひます。

下水道におきまして、資力・財力がなしは、No.43、No.57、No.81、この3件となっております。

続きまして、資料No.2の納付済みの農集排、下水道分担金で還付対象はあるかある場合はその明細についてですが、農業集落排水事業の1件、2万5,000円となっております。下水道分には還付対象はございません。

続きまして資料No.3、農業集落排水事業並びに下水道事業に係る事業開始から現在までの事業実施状況を時系列に整理したものについてですが、まず片面印刷1ページ物の資料「農業集落排水事業年次事業一覧表」をご覧いただきたいと思ひます。

平成10年度に農業集落排水事業工事に着手し、平成13年度に完了しました。事業費の総額は、9億2,023万2,600円となっており、平成14年4月1日から供用開始となっております。なお、詳細につきましては各自お目通しいただきたいと存じます。

次に、両面印刷、全7ページ物の特定環境保全公共下水道事業一覧表をご覧いただきたいと思ひます。

平成6年度に特定環境保全公共下水道事業工事に着手し、現在、管路整備はほぼ概成した状況となっております。平成12年4月1日から一部供用開始しており事業費の総額は37億1,212万5,742円となっております。なお、詳細につきましては各自お目通しいただきたいと思ひます。

地域整備課につきましては、資料請求のありました件についての説明は以上となります。

○委員長（中村國夫君） 会計管理者

○会計管理者（吉川清一郎君） 資料No.4について、説明をいたします。

これにつきましては、村税等滞納整理委員会の5年分の会議記録ということになっております。

村税等滞納整理委員会につきましては、平成16年3月1日に設置されたものでございます。毎年度2回ほど会議を開催しております。1回目につきましては前年度の徴収状況と当該年度の徴収計画というものを協議しております。2回目につきましては、当該年度の前期の徴収状況と年度末に向けての徴収対策に対する

意見、情報交換というものをやっております。

所掌事務といいますか、それは滞納整理計画及び徴収計画の総合調整に関すること。滞納整理に係る情報交換及び整理方針等に関することということで、いろいろ協議していることとなります。委員長につきましては、副村長が委員長を務めています。副委員長は、総務課長。事務局については、税務住民課が行っております。委員につきましては、I J Uの戦略室長をはじめ、各課の課長という者がメンバーとなっております。

1枚めくっていただきまして、これが令和3年7月の、令和3年とすれば1回目の開催となったものでございます。協議事項につきましては、徴収状況及び対策について各課から提案がありまして、協議をしております。あと2番の意見・情報交換につきましては、徴収対策の基礎についての再確認。その他については、監査資料についてはちゃんと精査するということ、協議をしております。

2ページ目につきましては、これは令和2年度の第1回目ですが、これにつきましても協議事項につきましては、徴収状況及び対策についてということで協議をしております。あと、意見交換につきましても記載のとおりとなっております。3番のその他ということで、下水道及び農集排の分担金の処理の進め方については今後の検討課題だよということで、話がなされております。

続きまして、3ページでございますが、これにつきましても、これは令和元年度の2回目の滞納整理委員会でございますが、これについても徴収状況及び対策、意見交換などがなされております。

4ページ目も同じでございます。それぞれ最後の8ページまで同じような形で協議がなされておりますが、最後のページでございます。8ページになります。この協議事項の2番目の徴収対策についてということでございますが、下水道、農集排の分担金については、公平性に留意しながら対策を検討するというようなことで、ここでも協議がなされているというふうなことになってございます。

説明は、以上でございます。

◎議案第9号から議案第10号の一括質疑

○委員長（中村國夫君） どうもありがとうございます。

それでは、本日の審査日程に入ります。

各委員並びに説明者の皆さんにお願いいたします。

会議録の調製に万全を期するため、発言の際には、マイクのスイッチを忘れずに入れてから発言されますようお願いいたします。

また、発言の際には「委員長」と呼び、議席番号を告げて発言の許可を求めていただくよう併せてお願いいたします。

それでは、これから令和3年第3回議会定例会継続の議案第9号「令和2年度

九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」並びに議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」一括して審査を行います。

質疑ありませんか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 今回、いろんな資料を提出していただきました。その中に、村税等滞納整理委員会の会議録も出していただいておりますが、今年度は7月に1回、昨年度も1年に1回やっています。

それで、今回、決算に不納欠損を提案をする際に、どのような滞納整理対策委員会で協議が、あるいは意思疎通がなされているのかなということもあって興味があったんですが、この会議記録を見ますと、去年の7月は分担金の処理の進め方については、今後の検討課題。それから今年の7月についても時効について適正に管理をする。あるいは監査資料に記載する滞納原因をしっかりと調査した上で提出するなどが話し合われてはいるようですが、滞納となったものの中に時効があるとか、その時効についての欠損をするとか、そういうふうな部分での内容の話し合いが一つもされていない。つまり全庁を挙げた意識の共有がされていない。こういうふうな欠損を出すに当たってもそういう意識の共有がされなかったというのがすごく残念でなりません。

やはり、全庁的に、特にもそれぞれの課を所管する課長さん方については、そういう意識をもって次にその処理を各課職員に話をしていただかないと、このようなことがまた起きうることになるわけです。すごく、その部分では残念に思いました。

そういうふうな中で、滞納整理対策委員会の委員長は副村長であるというように規定をされております。副村長からこのことについて、お話をいただきたいと思えます。

○委員長（中村國夫君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 今年度の委員会につきましたの資料は7月の資料を提出しておりますが、先日11月8日に第2回の委員会も開催いたしまして、それについてはまさに今回の滞納がなぜ発生したのかとか、そういった部分はかなり詳細にいろいろ意見交換をさせていただいております。

ただ、なかなか古い資料なものですから、十分な資料が整っていない部分、よく分からない部分もかなりあるという部分がありました。そういった部分も含めまして、それ以外のことも方針についてはいろいろ協議したところでございます。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） その古いものをいろいろ調査をする、あるいはお話をするというのもいいと思いますが、2年度の決算に欠損を含んだ提案をするというふ

うな段階で、どういうふうな協議が庁内で行われたか。そういうことが大事ではないんですか。

そして、今回、議会に臨むに当たって、それをどういう対応をしなければならないか。いろんな資料を準備をして議会に対して説明をする。議会に対して説明をするということは、間接的には村民に説明をするということにもなるわけです。そういうふうなことをなぜ意識できなかったのか。村長が思い描く村政を執行するに当たっては、事務方のトップである副村長が課長さん方を率いて、いろんな方向付けをしていかなければならない。そういう思いは持たれないんですか。

今回、9月議会が終わってから2回の会議をしていろいろ検討をした。そういうふうなことでは議会でいろいろ議論をした挙句、継続審査になった後での話でしょ、それは。事前に、それを提案をするに当たってはこういうふうな意見が出る、住民からも不信感を持たれる。そういうふうな意識があって、いろんな対応をすべきではなかったのかというように思います。そのところについて、もう一度お話をいただきたい。

○委員長（中村國夫君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） この村税等滞納整理対策委員会につきましては、あくまでも内部の会議でございます。それで、事務方も集めてかなり細かい事務的などころをいわゆる検討した会議でございます。

それで、7月の会議におきましても事務的な協議をしたというところでございます。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 内部の会議って、それを言わなくても当然みんな分かっている話です。その内部の人たち、職員全員がそういう意識を持って事務執行に当たっていれば、こういうふうな資料不足で議会を迎えることではなかったと。結果は結果として、時効だから欠損しなければならない。苦しい立場から村長は提案を決断したと、そこまではいいとして、その次ですよ。議会に対して、村民に対してどういうふうな説明をするか。要求されて初めて資料を作りながら、やっと9月議会で一部の資料を出した。未提出の資料もあった。

そういうふうな経過で、滞納整理委員会というのは内部の会議、事務方の会議だと。それは、当然事務をしている職員の会議だと。そのとおりだと思いますが、その人たちが意識を共有しながら再発防止に向けていくと、そういうふうな仕事をしていただかなければならないと思うんですが、それについてはどういうふうにお考えですか。

○委員長（中村國夫君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） ですので、先日の第2回の会議で、「なぜ、こういう事態になったのか」をかなり事細かに担当の課長から説明をいただきまして、いろい

ろ意見交換をしたところでは。

それで、こういった事態になった経緯とかもいろいろ情報共有を図りながら、今後しっかり対策を取るように、みんなで協議をしたものでございます。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） くどくなって大変皆さんには申し訳ないんですが、そういうことではなしに、提案をする以前にどういうふうな意見交換なり、情報収集なり検討をされたか。そういうことを聞きたいのです。

なぜ、それを議論しなかったのか。この滞納整理委員会は、そういう議論をする場ではないというふうに考えているんですか。

それでしたら、それ以外にどこの場所でそういうふうな議論をしたのか。そして、それが職員に伝わったかどうか、そこを説明ください。

○委員長（中村國夫君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 今回の滞納の、いわゆる議会提案について、滞納整理対策委員会で事前に協議ということは、率直に言えば行っておりませんでした。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） 行っていないのは、資料を見て分かりました。

ですから、なぜそういうふうな意識が持たれなかったのか。それであれば、その滞納整理委員会でやる必要もないと判断したのであれば、どこでそういうふうな議論をして、こういう提案の仕方をしたのか、それをお尋ねしたいのです。

○委員長（中村國夫君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 率直に申しまして、この滞納整理対策委員会で事前にその当たりも詰めるという認識は、正直言えばなかったということは、お詫び申し上げます。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） すごく、今この期に及んでもそのような姿勢だというのはすごく残念だし、考え方を改めてもらわなければ、今後、再発防止の対策にはならないのではないかとこのように思いますし、最初に委員長から資料提出がありましたよ。追加に要求する資料はありませんかというお話もいただきました。

それで、その追加の資料として今後の再発防止策を出さないことには、これは議会から要求をされて出すべきものではなくて、自らがこういうふうな経過でこういうことになったのだと。欠損をしなければならなくなったと。ついては、今後の再発防止策としてこういうふうなことを、防止策を検討したということまでも今回は期待をして会議に臨みました。

そこには一つも触れないで、その報告をして次は滞納整理対策会議をやっと議事が終わってから、このほど会議を開いたというような姿勢では、職員が共有で

きるような再発防止にはならないのではないかと、そういうふうに思いますが、副村長はどういうふうに思いますか。

○委員長（中村國夫君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 現在、担当課を中心にかなり詳細な資料を作っておりまして、それはいずれ報告書としてまとめるということで、前回の委員会では報告書素案についても皆さんで議論をしたところでございます。

そういった報告書を今後、職員にも共有しながら、いずれはその報告書でもって村民に経緯、原因とか、そういった事実を説明するということでございます。

○委員長（中村國夫君） よろしいですか。

2番、川戸茂男君

○2番（川戸茂男君） そうすれば報告書がかなり遅れていて、議会の方はそれを見ないで今回、決算審査の委員会をしているわけですが、担当課、担当者任せにしないで、副村長がそういうふうな意識を持ちながら、全庁的にいろいろ何回も議論をしながら詰めていく。そういうふうな再発防止策でなければ、全課全職員の共通認識にはなれないのではないかと。

あるいは今、たまたま主幹となっている担当課の職員は、大変な思いでいろいろ事務整理をしながら資料提出もされたと思いますが、そこだけでいろいろ議論したり考えるというのでは、あまりいい方向付けでないのではないかとというふうに思います。

今は、いろんな情報が日本中からネットでもらえる、あるいは見られる時代になっています。ネット検索をすれば下水道関係の分担金についての不納欠損とか、滞納整理とか、いろんなものがいっぱい出て来るわけです。そういうふうなときに、なぜそういうふうな対応が決算議会までになされなかったのかというのがすごく残念でなりませんので、もう少しほかの村政執行と切り離さないで、全体の問題としてやっぱり進めていかないと、村長が思い描く村政執行にも影響が出て来るのではないだろうか、そういうふうに思います。

今後、急いで、スピード感を持って、その辺の処理、あるいは再発防止策の提出に対応させていただきたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 答弁求めますか。

○2番（川戸茂男君） 思いがあればお聞きしますし、なければよろしいです。

○委員長（中村國夫君） 副村長

○副村長（伊藤 仁君） 実は8日に示された報告書の素案につきましては、出席者からさまざまな意見があって、いろいろ修正を求める意見とかいろいろございましたので、そのあたりも整理いたしまして、いずれ議会の方にもしっかり説明できるように対処してまいります。

○委員長（中村國夫君） 2番、川戸茂男君

○2番(川戸茂男君) その説明ができる時期をいつごろに見込んでいるんですか。

○委員長(中村國夫君) 副村長

○副村長(伊藤 仁君) 継続審査で、決算審査特別委員会が次回、第2回ございますので、それまでに間に合わせるように対応していきたいと思います。

○委員長(中村國夫君) 2番、川戸茂男君

○2番(川戸茂男君) 次の会議の冒頭に資料を出されて、それを私たちが見ながら審議をするということになるわけですので、できれば会議前に間に合うのであれば配布をしながら、会議の際には皆さんが目を通せるような提出の仕方が望ましいのではないのでしょうか。

○委員長(中村國夫君) 副村長

○副村長(伊藤 仁君) 了解いたしました。

○委員長(中村國夫君) そのほか、質疑ございませんか。

7番、保大木信子君

○7番(保大木信子君) 地域整備課主幹にお伺いします。

この不納欠損にしなければならないということが事実として分かって、その当時の村長に話をしているわけですよ。不納欠損をしなければならない。それがはっきりした時点はいつかということはお分かりになりますか。

○委員長(中村國夫君) 地域整備課主幹

○地域整備課主幹(上村浩之君) 時期的に申し上げますと、平成19年の人事異動に伴って担当になった方から以降がその不納欠損しなければならないというふうに認識している時期だと考えております。

それ以前につきましては、ちょっと正確な聞き取りとかできておりませんでしたので、詳しいことは、その以前については分かりませんので。少なくとも19年以降は認識していたということでございます。

○委員長(中村國夫君) 7番、保大木信子君

○7番(保大木信子君) 19年以降ということは、そこで認識していたら時効の完成がなされなくても良かった、その時効の中断手続きができたということになりますか。

その19年の時点では分からなくて、私が監査委員になって問題だなというふうに言って、私になった時点のときから29年から、そのことが、この会議の復命書にも書かれていますけれども、29年の5月の時点でこの下水道、農集排の分担金については、公平性に留意しながら対策を検討すると。そのときに問題になって、村長にお話されて、村長は公平性を欠くからこれは不納欠損にしないという判断をしたと、私は認識しておりますが、そのところ、前の職員の方からもお聞きになって、はっきりした時点を教えていただきたいです。

○委員長(中村國夫君) 地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） 歴代村長に対して説明しているのは、平成19年度に異動してきた職員以降から不納欠損をするべきだという話はしても結局認めてもらえないままできた。ただ、先ほど申し上げた債権保全がなぜされなかったのかというところが一番の問題だと思うんですが、当時は引き継ぎの中では期限が過ぎているものであっても接続する際に分担金を納めてもらうという、そういう条件の下にそういう形で引き継ぎを受けて、ずっとやってきていたものですから、それが本来間違っただけではあるんですが、どうしても前例踏襲という形で納めてもらう、接続する際に納めてもらうという形をとってきてしまったために、今までこうやってしまったということです。

○委員長（中村國夫君） 7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） では、前村長は職員の方から資料の提出をされながら、説明を何度も受けられているはずなんですよ。その時点でも法律にも合わない、不納欠損をしなければいけない、そういうふうに分かっているながら、それを先延ばしにしてきたということが、今こうやって不納欠損にしなければいけないことがもう分かっていることですよ。

それを先延ばしにしてきた責任も私はあると思っておりますが、そういうことは、それはやはり村長判断で決めることで、法律にそぐわなくても延ばすしかないということできたわけですか。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） ここは、職員の立場とすると板挟み状態の形という言い方が正しいかどうかですが、法令に則ってやろうとすると不納欠損しなければならぬと。ただ、不納欠損してしまうと納めている人たちとの公平性が欠けるために当時の村長も不納欠損は認めてくれなかったと。やりたくない。どういう形でも、まず徴収してほしいというような形だったものですから、何ていうんですかね、職員とすれば正式なやり方をするには、その時点で不納欠損という形を取らなければならなかったんですが、やはりそれが最終的に村長から認めてもらえないために、その不納欠損の処理がずっと今まで延び延びになってしまったというのが実態でございます。

○委員長（中村國夫君） 7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） ですので、今回この不納欠損もしなければいけないことになって、職員の方もそうやって板挟みになってしまっていたので、私はこの不納欠損はすべきだと思っておりました。

やはり、今後こういうことは起きてはいけないので、そここのところは十分に内部で話をなさって、やはり分かった時点で、これはやらなければいけないというところをちゃんと村長たる方も認識してやらなければいけなかったと、私は思っています、そここのところはそう考えております。

○委員長（中村國夫君） 答弁は求めますか。
よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） 今、お話の、前の村長の判断、不納欠損しないという形で、何としてでも徴収をする形がある意味、公平な判断だったのかなというふうな思いだったのかなと、今聞いて思ったんですが。その時点でというか、その後、徴収に当たってはいろんな取り組みというのは、どのように行われたのでしょうか。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） 徴収については、時効を迎えている債権でもありますので、積極的な徴収という形ではなくて、接続するときには受益者分担金を納めていただかなければ接続できないよという形での徴収になっておりました。

○委員長（中村國夫君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） その通告、通達等はあったかとは思いますが、ということとは積極的な、その徴収の動きというのは、今、振り返るとそこまでではなかったというふうな見方になりますか。

（「休憩お願いします」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 休憩いたします。
休憩（午前11時13分）

再開（午前11時13分）

○委員長（中村國夫君） 再開します。

地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） 5年を経過して時効を迎えた債権につきましては、徴収したとしてもそれは徴収できない債権を徴収してしまえば、還付しなければならないということになってしまうので、それが正しいやり方ではないにしろ、今までは接続する際に分担金を納めてもらわなければ接続できないという前例踏襲という形でやってきてしまったと、そういう状況でございます。

○委員長（中村國夫君） 10番、山下 勝君

○10番（山下 勝君） ということは、前の村長の判断で何らかの形でといったことと自体、言われたこと自体が不可能なことだったということになりますか。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） そういうことになります。

○10番（山下 勝君） 分かりました。

○委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ありませんか。

7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） 徴収が不可能だということも多分、課の方から前の村長に

説明がなされていたと思います。私、そういう経緯を聞いておりますので。

もし貰ったら、それに利息を付けて返さなければいけないという法律だということ、それも伺っていたので、そのところはちゃんと説明をなさっていたんですよね。

○委員長（中村國夫君） 地域整備課主幹

○地域整備課主幹（上村浩之君） その辺については、そこまでの説明をしたかという、不納欠損しなければならないという状況は、説明してはいるんですが、還付加算金まで付けて返さなければならないというところまでの説明は、今の段階ではちょっと確認できておりません。

○委員長（中村國夫君） 7番、保大木信子君

○7番（保大木信子君） 確認していただきたいです。

そういう件も監査の方では伺っていたものですから。

○地域整備課主幹（上村浩之君） 分かりました。

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） 前回、9月の決算特別委員会での村長答弁において、これまで過去10年間決算を承認してきた議会の判断がどうだったのかという、問題もあるのではないかという答弁を受けました。

過去の決算特別委員会の内容も私も事務局から確認しましたが、時効が発生したという、正式な報告は議会には来てませんし、今、いろんなやりとりはこれまで出ていますけれども、これまではそういう事実は受けておりません。

それで、議会側として、私はきっちり適正に処理された決算を見て承認してきたのは議会だと思っております。そこに、議会に何が問題があったのか、そこを教えていただき、今後、もし問題が、議会に今回の件で問題があれば改善していかなければならないと思いますので、何が問題だったか。その内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） お答えします。私は断定的に申し上げたつもりはございません。過去10年間、決算認定してきた議会の方にも何か問題があったかもしれませんよねというような意味でございます。以上でございます。

（「えっ」の声あり。）

○村長（晴山裕康君） もう1回。委員長

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） だから、断定的に申し上げたわけではございません。どうだったんですかということです。

（「委員長、休憩お願いします。」の声あり。）

- 委員長（中村國夫君） 休憩いたします。
それでは、ここで10分間休憩いたします。
11時30分から再開いたしますので、お願いいたします。
休憩（午前11時15分）
-

再開（午前11時30分）

- 委員長（中村國夫君） 再開いたします。
11番、桂川俊明君
- 11番（桂川俊明君） 今、議事録が渡されました。ここに出て来る村長答弁で、「これまで過去数十年間、会計の決算を承認してきた議会の判断がどうだったのかということも問題もあるのではないか」ってあるから、ここに議会もなんか問題があるという認識があったのかということ、もし、議会に問題があれば今後、改善していかなければ、私はならないと思うんですよ。そこでどういう問題が村長として思ったのか教えていただければという質問であります。
- 委員長（中村國夫君） 村長
- 村長（晴山裕康君） 数十年って私が言っているとすれば誤りでございます。それはテープでちょっと聞いてみてください。
それで、具体的にどういうふうな問題があったのか、私が存じ上げているわけがございません。したがって、これはあくまでもこういう問題もあるのではないですかと、先ほど申し上げたとおりという、もしそうだったのであればその判断はどうだったんだろうという意味合いで申し上げたものでございます。
したがって、今委員からお尋ねのあった具体的にどういうふうな問題があったか教えてくれという問いに対しては、そういうふうな答えは持ち合わせておりません。以上でございます。
- 委員長（中村國夫君） ほかに、質疑ありませんか。
地域整備課主幹
- 地域整備課主幹（上村浩之君） 先ほど保大木委員からの質問の中で、歴代村長に時効を迎えたものを徴収したら還付しなければならないというようなことを申し上げて来たかという件に関しまして、ちょっと手元の資料を見たんですが、その辺の説明をしているのが確認できましたので、お知らせします。
- 委員長（中村國夫君） そのほか、質疑ありませんか。
7番、保大木信子君
- 7番（保大木信子君） 私、前の村長がこの問題提起をされていたときに、もしかしたら議会にも知らせていただければ、その時点で私たちもいろんなことを考えることができたと思うんですよ。
それで、そういう法律に則らないことをしてきたこと自体がもう間違いであっ

て、その時点で指摘もされているし、そういうことをやはり議会に報告すべきだったと、私は思います。

それで、共有して、私たちもそここのところは考えて、今この時点にあって、みなさんは何も聞いていなかったから分からないという議員の判断もあります。その時点で、不納欠損になって、貰ったら還付をしなければいけないとか、そういうことはちゃんと村長が分かっていたんだったら、それは説明すべきだったと、私は思います。

それで、今後、そういう問題があったときは、ぜひ村長の方からもこちらの議員にもそういう問題は提起していただきたいと、今後、そう思います。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） 前職のことは分かりませんが、私はできるだけ、できるだけと申しますか、皆さんに情報をお伝えしていくようにしたいと思っております。月1回やっている村政調査会ですか、あれも私の方からぜひ情報提供していきたいから何かできないかということをお願いしてきていただいております。

いずれ、あれです。村当局も議会も村民も一緒になって、九戸村を住み良い村にしていかなければならないと考えてございますので、出せる情報はどんどん出していききたいという姿勢でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

4番、大崎優一君

○4番（大崎優一君） 結果的に不納欠損をしなければならなくなった。それは、今まで事務方がいくら時効を迎えて、不納欠損になるからと首長に言っても首長は首を縦に振らなかったと。まず、こういうふうになった理由と申しますか、原因と申しますか、そこを村長からお聞きしたいと思います。

○委員長（中村國夫君） 村長

○村長（晴山裕康君） 私以外の人の心は分かりません。私個人のことを申し上げさせていただきますが、今回、こういうふうな決裁、決断をする際に、上村担当主幹の方からいろいろとその説明を受けました。

それで、先ほど来、申し上げておりますとおり、もうすでに時効を迎えていて徴収ができないよと。そして徴収をもしましたとすれば、それは還付対象になるんだというような状況で、その担当者が非常に苦しんでと言いますか悩んでいたと。法令に則った事務処理を行いたいと不納欠損処理ができないということで、言ってみれば何て言いますか、事務もですね、無駄な事務と申しますか、そういうふうな本来もっとも村民の暮らしをよくするようなことに時間を費やすべき事務職員がそのような事務に忙殺されるというのは、非常に私としても不本意でございますし、村民のためにもならないというふうになっておりましたので、とに

かくいずれ、これからの九戸村が本当に良い、住み良い村になっていくために、全精力を傾注してもらいたいというふうに常々思っておりまして、そういう意味で職場環境等もそういうふうな方向で、いずれ職員がそういうふうな職務に従事できるように配慮しているつもりでございまして、そういうふうな担当から縷々説明を受けまして、私も主幹の方には「いや、公平性に欠けるから何とか貰う方法はないのか」とか、いろいろお話はいたしました。

それで、担当の方からも答えは残念ながら法令順守ではできませんということでしたので、もうこれは不納欠損処理するしかないだろうということ、それこそ責任ある立場ですから、それなりの気持ちをもって決裁をしたつもりでございます。以上でございます。

○委員長（中村國夫君） 質疑ありませんか。

いろいろ皆さん方からさまざまな質疑等ございましたけれども、特にあればお願いしたいと思いますが、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） ほかに質疑がないようでございます。

これで、令和3年第3回議会定例会継続の議案第9号「令和2年度九戸村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」並びに議案第10号「令和2年度九戸村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」本日の審査を終わります。

◎散会の宣告

○委員長（中村國夫君） お諮りいたします。

本日の会議は、これで散会にいたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村國夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会とすることに決定いたしました。

なお、次の会議は、11月18日木曜日午前10時から行いますので、ご参集願います。

本日は、これで散会といたします。

ご苦勞さまでした。

散会（午前11時41分）